

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、株式会社NIPPO（所在地 東京都中央区）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和7年4月11日

国土交通省
北陸地方整備局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所
株式会社NIPPO	東京都中央区京橋1-19-11

2. 指名停止措置期間： 令和7年4月11日～令和7年8月10日（4ヵ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

①北陸地方整備局が発注し、上記有資格業者が受注し、施工した「R3・4新潟管内維持工事」、「阿賀野バイパス舗装その6工事」、「一般国道8号入善地区電線共同溝その5工事」、「R4日東道交通安全施設整備その1工事」、「R4・5一般国道8号入善地区電線共同溝その8工事」、「入善黒部バイパス上野舗装工事」、「入善黒部バイパス江口舗装工事」、「大和川・押上道路工事」、「R2国道41号町長地先待避場整備工事」、「R2新潟維持管内舗装修繕その2工事」、「R3日東道交通安全施設整備他工事」及び「R2・3新潟維持補修工事」において、上記有資格業者の系列プラント会社は、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を上記有資格業者に対し出荷していた。

これらの工事においては、北陸地方整備局と上記有資格業者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されていたものの、上記有資格業者は、国土交通省が実施した調査の結果において、発注者との協議を経ずに「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、系列プラント会社は、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、上記有資格業者へ出荷していたことが判明した。

上記有資格業者は、系列プラント会社から管理指標実績等の報告を受け、同社から納入されたアスファルト合材が新規アスファルト合材でなければならないのに再生骨材を含む可能性を認識できたが、系列プラント会社による上記の行為を防止するための適切な対応を怠り、結果回避義務を果たさなかった。

②上記有資格業者の系列プラント会社は、北陸地方整備局発注の「栗ノ木道路地表道路改良その8工事」、「R3・4新潟国道管内橋梁補修その2工事」、「R3紫竹山道路紫竹山改良その3工事」、「国道49号姥ヶ山IC交差道路拡幅その2工事」、「令和3・4年度糸魚川管内路面維持補修工事」、「令和4・5年度糸魚川管内路面維持補修工事」、「R3・4高岡能越地区舗装修繕工事」、「R3羽広電線共同溝その2工事」、「R4京町電線共同溝その5工事」、「R3下蓑電線共同溝その5工事」、「R3京町電線共同溝その4工事」、「R4・5下蓑電線共同溝その6工事」、「R3内免電線共同溝その2工事」、「R4・5高岡能越管内舗装修繕工事」及び「R4内

免電線共同溝その3工事」において、アスファルト舗装工事に使用するアスファルト合材を当該工事の受注者に対し出荷していた。

これらの工事においては、北陸地方整備局と当該工事の受注者の契約図書（特記仕様書、設計図面等）で「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）の使用を指定」されており、受注者からも系列プラント会社に対し、「新規骨材によるアスファルト合材（新規アスファルト合材）を指定」されていた。しかし、国土交通省が実施した調査の結果において、系列プラント会社は、「再生骨材を含むアスファルト合材（再生アスファルト合材）を使用」し、かつ、製造した「再生アスファルト合材」を出荷伝票には「新規アスファルト合材」と明示したうえで、当該工事の受注者へ出荷していたことが判明した。

上記有資格業者は、系列プラント会社と密接な資本・人的関係にあり、また、同社から管理指標実績等の報告を受け、同社が出荷したアスファルト合材について、新規アスファルト合材でなければならないのに再生アスファルト合材である可能性を認識できたが、その適正な管理のために必要な行為を取らなかった。

5. 措置理由

上記4①について、上記有資格業者が上記結果を回避するための適切な措置を怠り、過失による粗雑工事を行ったことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第1第2号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当する。

上記4②については、上記有資格業者の系列プラント会社によるアスファルト合材の納入について、上記のとおり、同社と密接な資本・人的関係にあり、また、その適正な管理のために必要な行為を取らず業務に関し不正不誠実であって、契約の相手方として不相当であり、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）及び「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月31日付け港管第927号）別表第2第15号に該当し、これを準用する「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年8月5日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）第1条についても該当する。

以上のことから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1（抜粋）

措置要件	期間
1 (略)	
(過失による粗雑工事) 2 当該地方整備局の所属担当官と締結した請負契約に係る工事（以下この表において「地方整備局発注工事」という。）の施工に当たり、過失により工事を粗雑にしたと認められるとき（引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が軽微	当該認定をした日から 1ヶ月以上6ヶ月以内

であると認められるときを除く。)

3～8 (略)

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2 (抜粋)

措 置 要 件	期 間
<p>1～14 (略)</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、<u>業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u></p>	<p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>